

計画作成年度	平成 28 年度
計画改定年度	令和 7 年度
計画主体	潟上市

潟上市鳥獣被害防止計画

平成 31 年 3 月 29 日	計画策定
令和 4 年 3 月 31 日	計画変更
令和 7 年 3 月 31 日	計画改定

〈連絡先〉 潟上市役所産業振興部農林水産振興課
 所 在 地 潟上市天王字棒沼台 226-1
 T E L 018-853-5336
 F A X 018-853-5280
 E-mail nousonseibi@city.katagami.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ツキノワグマ、ニホンジカ、イノシシ、カラス類（ハシボソガラス、ハシブトガラス）、カルガモ
計画期間	令和7年度～令和9年度
対象地区	秋田県潟上市

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和6年度）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品目	被害数値	
		被害面積（ha）	被害金額（千円）
ツキノワグマ	被害なし	—	—
ニホンジカ	被害なし	—	—
イノシシ	被害なし	—	—
カラス類	被害なし	—	—
カルガモ	被害なし	—	—

(2) 被害の傾向

本市東部は小高い丘陵が多数連なって出羽丘陵に続いており、昔から造林が行われ針葉樹とツキノワグマの生息する広葉樹が混在する森林が峰続きに広がっており、秋田市、井川町に隣接している。

ツキノワグマは、4月から12月にかけて市内東部で出没しており、農作業や山菜採り中に遭遇するケースも出ている。市街地への出没、公道においては車両等との衝突事故、人身事故の多発が懸念されている。

ニホンジカ、イノシシは、3月から10月にかけて市内東部の中山間地域において出没しており、水田の掘り返しや水稻の食害等、農作物の被害が懸念されている。

カラス類、カルガモは、5月の田植え・直播播種後に種子の食害、苗を踏み荒らす等の被害が懸念されている、またカラス類については、集団で市街地へ飛来する様子も見られ、糞害等による衛生環境が懸念されている。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和6年度）	目標値（令和9年度）
ツキノワグマ （農作物被害）	被害面積 0ha 被害金額 0円	被害面積 0ha 被害金額 0円
ニホンジカ	現状の被害なしを維持	

イノシシ (農作物被害(水稻))	現状の被害なしを維持
カラス類	現状の被害なしを維持
カルガモ	現状の被害なしを維持

※R2 年度イノシシ被害面積 1.5a、被害金額 21,467 円

(4) 従来講じてきた被害防止対策
(ツキノワグマ)

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲に関する取組	・鳥獣被害対策実施隊に有害鳥獣捕獲業務を依頼し、捕獲体制を構築している。 ・捕獲手段については、箱わな及び銃器により実施している。	・鳥獣被害対策実施隊の高齢化及び減少により担い手不足が懸念される。 ・近年、市街地、住居近くにも出没するほか、公道でもツキノワグマが出没しており、人身被害が懸念されており、特に数多くの目撃がある、豊川地区等では人家近くに出没する個体が跡を絶たず、捕獲等の取組強化が求められている。
防護柵の設置等に関する取組	なし	・防護柵の設置等、自主防除の関心が少ない。 ・市において防護柵設置に対する助成は財政的負担が大きく極めて困難である
生息環境管理その他の取組	・防災無線放送及び有線放送による注意喚起を実施している。	・クマをおびき寄せる原因となる農作物等の適切な管理がなされていない。

(ニホンジカ)

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲に関する取組	・銃器による捕獲を実施している。	・捕獲に関する知識と経験が不足している。
防護柵の設置等に関する取組	なし	・防護柵の設置等、自主防除の関心が少ない。 ・市において防護柵設置に対する助成は財政的負担が大きく極めて困難である

生息環境管理その他の取組	なし	・耕作放棄され草地化した農地等の適切な管理がなされていない。
--------------	----	--------------------------------

(イノシシ)

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲に関する取組	・銃器による捕獲を実施している。	・捕獲に関する知識と経験が不足している。
防護柵の設置等に関する取組	なし	・防護柵の設置等、自主防除の関心が少ない。 ・市において防護柵設置に対する助成は財政的負担が大きく極めて困難である
生息環境管理その他の取組	なし	・耕作放棄地等の適切な管理がなされていない。

(カラス類)

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲に関する取組	・銃器による捕獲を実施している。	・銃器による捕獲を行っているが、別の場所へ出沒するためなかなか上手いかない。
防護柵の設置等に関する取組	・農家等が必要に応じ個々に設置している。	・農地周辺を網等で覆うなどしているが、広範囲だと困難である。
生息環境管理その他の取組	なし	・ねぐらとなる林分の特定が困難。特定できたとしても、伐採等の対応が難しい。伐採できたとしても他の場所に移動することが予見される。

(カルガモ)

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲に関する取組	・銃器による捕獲を実施している。	・銃器による捕獲を行っているが、別の場所へ出沒するためなかなか上手いかない。

防護柵の設置等に関する取組	・農家等が必要に応じ個々に設置している。	・農地周辺を網等で覆うなどしているが、広範囲だと困難である。
生息環境管理その他の取組	なし	

(5) 今後の取組方針

(ツキノワグマ)

- ・本市の被害防止計画は、有害鳥獣捕獲の取組を基本に、県の第13次鳥獣保護管理事業計画と秋田県第二種特定鳥獣管理計画（第6次ツキノワグマ）との整合性を図りながら、銃器・箱わな等による効果的な捕獲を実施する。
- ・住民に対して、クマをおびき寄せる原因となる農作物等を野外に放置せず適切な処分をしてもらうよう周知徹底する。
- ・自治会を通して各々がクマ対策、また、事故防止のために自己防衛の意識をより強く持ってもらよう周知する。
- ・ツキノワグマが出没した際は、防災無線及び有線放送により、出没地域へ広報する。

(ニホンジカ)

- ・本市の被害防止計画は、有害鳥獣捕獲の取組を基本に、県の第13次鳥獣保護管理事業計画と秋田県第二種特定鳥獣管理計画（第3次ニホンジカ）との整合性を図りながら、銃器・箱わな等による効果的な捕獲を実施する。
- ・関係機関にて、被害防止対策等に関する連絡・調整を行う。
- ・捕獲に関する情報収集に努める。

(イノシシ)

- ・本市の被害防止計画は、有害鳥獣捕獲の取組を基本に、県の第13次鳥獣保護管理事業計画と秋田県第二種特定鳥獣管理計画（第3次イノシシ）との整合性を図りながら、銃器・箱わな等による効果的な捕獲を実施する。
- ・関係機関にて、被害防止対策等に関する連絡・調整を行う。
- ・捕獲に関する情報収集に努める。

(カラス類)

- ・本市の被害防止計画は、有害鳥獣捕獲の取組を基本に、県の第13次鳥獣保護管理事業計画との整合性を図りながら、銃器等による効果的な捕獲を実施する。
- ・関係機関にて、被害防止対策等に関する連絡・調整を行う。

- ・捕獲に関する情報収集に努める。

(カルガモ)

- ・本市の被害防止計画は、有害鳥獣捕獲の取組を基本に、県の第13次鳥獣保護管理事業計画との整合性を図りながら、銃器等による効果的な捕獲を実施する。
- ・関係機関にて、被害防止対策等に関する連絡・調整を行う。
- ・捕獲に関する情報収集に努める。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

- ・鳥獣被害対策実施隊員は、市職員及び羽城猟友会、天王猟友会員で構成し、市職員は市長が指名、猟友会員は市長が任命する。
- ・鳥獣被害対策実施隊のうち主として対象鳥獣の捕獲に従事する者は、対象鳥獣捕獲員として市長が指名する。
- ・各関係機関との連絡体制を整備し、鳥獣被害対策実施隊を中心とした被害防止活動を行う。
- ・ツキノワグマが出没した際に、速やかに対応できるよう連絡網を整備し、早期出動を可能とする。
- ・事故防止のため、ライフル銃は極力控えることとし、必要に応じてライフル銃を使用する実施隊員については、周囲の安全を確認したうえで捕獲を行う。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和7年 ～ 令和9年	ツキノワグマ	捕獲作業に従事できる後継者不足の問題に対応するため、捕獲従事者の募集について広報等で周知する等、各猟友会と協議しつつ必要な措置を講じる。

年度	対象鳥獣	取組内容
令和7年 ～ 令和9年	ニホンジカ	捕獲作業に従事できる後継者不足の問題に対応するため、捕獲従事者の募集について広報等で周知する等、各猟友会と協議しつつ必要な措置を講じる。

年度	対象鳥獣	取組内容
令和7年 ～ 令和9年	イノシシ	捕獲作業に従事できる後継者不足の問題に対応するため、捕獲従事者の募集について広報等で周知する等、各猟友会と協議しつつ必要な措置を講じる。

年度	対象鳥獣	取組内容
令和7年 ～ 令和9年	カラス類	捕獲作業に従事できる後継者不足の問題に対応するため、捕獲従事者の募集について広報等で周知する等、各猟友会と協議しつつ必要な措置を講じる。

年度	対象鳥獣	取組内容
令和7年 ～ 令和9年	カルガモ	捕獲作業に従事できる後継者不足の問題に対応するため、捕獲従事者の募集について広報等で周知する等、各猟友会と協議しつつ必要な措置を講じる。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
(ツキノワグマ) 人家近くや通学路周辺など人身被害のおそれがある場合を優先し、秋田県第二種特定鳥獣管理計画（第6次ツキノワグマ）に基づき安全かつ効果的な方法による必要最小限の捕獲を行う。 (ニホンジカ) 「秋田県第二種特定鳥獣管理計画（第3次ニホンジカ）」の個体数管理に基づく捕獲とする。 (イノシシ) 「秋田県第二種特定鳥獣管理計画（第3次イノシシ）」の個体数管理に基づく捕獲とする。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
ツキノワグマ	必要最小限	同左	同左
ニホンジカ	生息域の拡大 及び個体数の 増加を防止	同左	同左
イノシシ	生息域の拡大 及び個体数の 増加を防止	同左	同左
カラス類	生息域の拡大 及び個体数の 増加を防止	同左	同左

カルガモ	生息域の拡大 及び個体数の 増加を防止	同左	同左
------	---------------------------	----	----

捕獲等の取組内容
被害状況や目撃情報に応じて、各種団体と連携をとり住民の安全確保を図り、最も有効な捕獲方法・捕獲場所で捕獲を実施する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
散弾銃で仕留められない距離での捕獲の際にライフル銃が必要となる。 ライフル銃の使用に当たっては、安土（あづち：バックストップともいう。）の確認を徹底するとともに、使用者に対し実技訓練等を実施し、安全性を確保する。

(4) 許可権限移譲事項

対象地域	対 象 鳥 獣
潟上市	ツキノワグマ（緊急的な捕獲が必要な場合に限る） ゴイサギ、カルガモ、キジバト、ヒヨドリ、ニューナイスズメ・スズメ、ムクドリ、カラス類、ハクビシン、トビ、 ドバト、ツキノワグマ（人への被害を防止する目的に限る）

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
ツキノワグマ	なし	同左	同左
ニホンジカ	なし	同左	同左
イノシシ	なし	同左	同左
カラス類	なし	同左	同左
カルガモ	なし	同左	同左

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	整備内容		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
ツキノワグマ	なし	同左	同左
ニホンジカ	なし	同左	同左

イノシシ	なし	同左	同左
カラス類	なし	同左	同左
カルガモ	なし	同左	同左

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和7年 ～ 令和9年	ツキノワグマ	必要に応じて猟友会並びに実施隊とともに見回りなどを行う。 住民に対して、クマをおびき寄せる原因となる農作物等を野外に放置せず適切な処分をしてもらうよう周知徹底をする。
令和7年 ～ 令和9年	ニホンジカ	被害防止対策のために、知識の普及を行う。
令和7年 ～ 令和9年	イノシシ	被害防止対策のために、知識の普及を行う。
令和7年 ～ 令和9年	カラス類	被害防止対策のために、知識の普及を行う。
令和7年 ～ 令和9年	カルガモ	被害防止対策のために、知識の普及を行う。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関の役割

関係機関の名称	役割
潟上市産業振興部 農林水産振興課	各組織への提言・助言及び連絡調整に関すること。
羽城猟友会 天王猟友会	装薬銃等を用いた捕獲に直接携わる立場から、捕獲活動や対策への助言・指導を行うとともに、安全講習会の開催等により安全管理に努める。
鳥獣被害対策実施隊	有害鳥獣捕獲許可に基づき、対象鳥獣捕獲員として捕獲活動を行う。また、パトロール活動等被害防止に努める。 現場責任者は、現場ごとの安全確保のための作業手順を定

	め、実施隊員に周知徹底を図る。
秋田地域振興局農林部	狩猟免許取得の促進、適正な捕獲指導に関すること。 有害鳥獣対策に関する情報提供・周知に関すること。
五城目警察署	被害状況の情報提供、鳥獣捕獲の協力に関すること。

(2) 緊急時の連絡体制

別紙

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲等をした対象鳥獣の処理については、資源の有効利用に資するため、利活用に努める。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品、ペットフード・皮革・その他	衛生基準を満たす処理施設がなく、対象鳥獣の捕獲頭数が少ない現段階では、費用対効果の観点から、食品としての流通・販売等は困難である。
------------------	---

(2) 処理加工施設の実施体制

なし

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の実施体制

なし

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

該当なし

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
潟上市産業振興部 農林水産振興課	各組織への提言・助言及び連絡調整に関すること
羽城・天王猟友会	鳥獣の捕獲に関すること

秋田地域振興局農林部	狩猟免許取得の促進、適正な捕獲指導に関すること 有害鳥獣対策に関する情報提供・周知
五城目警察署	被害状況の情報提供、鳥獣捕獲の協力に関すること
男鹿南秋田森林組合	間伐等の実施に関すること
秋田県農業共済組合	農作物被害の情報提供に関すること
あきた湖東農業協同組合	
秋田なまはげ農業協同組合	
潟上市農業委員会	耕作放棄地の情報提供に関すること

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

潟上市鳥獣被害対策実施隊を、市職員及び猟友会員等で組織し、パトロール及び追い払い活動、鳥獣捕獲等を行う。

鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲隊員は、猟友会員の中から対象鳥獣の捕獲に積極的に取り組むことが見込まれる狩猟免許所持者であって、捕獲を適切かつ効果的に行うことができる技能を有する者により組織する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

現在保有の箱わなについて、状況により増設を検討し被害防止を図る。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

被害防止対策の実施に当たり、隣接する秋田市、井川町との情報交換を行いながら、生息状況の把握に努める。

なお、被害防止計画は、必要に応じて内容の見直し、変更を行うものとする。

また近年、ニホンジカとイノシシの目撃情報が増加していることから、農林業被害の実態や生息状況の把握に努め、必要に応じて被害防止計画に反映していくこととする。

緊急時の連絡体制

